

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和3年10月1日

①学校名:	獨協医科大学	②所在地:	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880		
③課程名:	看護師特定行為研修 外科系基本領域パッケージ	④正規課程/履修 証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2019年 10月1日
⑥責任者:	獨協医科大学 SDセンター長 種市 洋	⑦定員:	5名	⑧期間:	1年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	看護の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに応え、「特定行為に係る看護師の研修制度」創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向けて看護師の役割をさらに発揮できるように本制度を推進することとした。本プログラムは、外科系領域の現場において、医療安全に配慮し特定行為に必要な専門的な知識及び技術を修得し、チーム医療の中心的な存在となり社会に貢献できる有能な特定看護師を育成することを目的としている。受講生は研修を通して、「中心静脈カテーテルの抜去」「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」「創部ドレーンの抜去」「直接動脈穿刺法による採血」「脱水症状に対する輸液による補正」「感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与」「硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整」など特定行為を修得することができる。				
⑩10テーマへの 該当の有無	医療・介護	⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者 ・看護師免許取得後、5年以上の実務経験を有する者		
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けるこ とのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ・中心静脈カテーテルの抜去 ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創部ドレーンの抜去 ・直接動脈穿刺法による採血 ・脱水症状に対する輸液による補正 ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与 ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 これらの特定行為に関する知識、技術、技能を身に着けることができる。		(得られる能力) ・中心静脈カテーテルの抜去 ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創部ドレーンの抜去 ・直接動脈穿刺法による採血 ・脱水症状に対する輸液による補正 ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与 ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 これらの特定行為に関する能力を身に着けることができる。		
⑭教育課程:	【共通科目】 ・「臨床病態生理学」「臨床推論」「フィジカルアセスメント」「臨床薬理学」「疾病・臨床病態概論」「医療安全学/特定行為実践」の基礎知識を、e-learning・演習・OSCEで(250時間)修得する。 特定行為としては、以下の内容を学修する。 【区分別科目】 ・中心静脈カテーテルの抜去に関する知識・技術について、講義(e-learning)・筆記試験により7.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に関する知識・技術について、講義(e-learning)・OSCE・筆記試験により27.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・創部ドレーンの抜去に関する知識・技術について、講義(e-learning)・筆記試験により5.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・直接動脈穿刺法による採血に関する知識・技術について、講義(e-learning)・OSCE・筆記試験により10.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・脱水症状に対する輸液による補正に関する知識・技術について、講義(e-learning)・演習・筆記試験により11.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与に関する知識・技術について、講義(e-learning)・演習・筆記試験により29.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。 ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整に関する知識・技術について、講義(e-learning)・演習・筆記試験により8.5時間かけて修得する。知識・技術の修得後、実習では、患者に対する実技(5症例以上)を実施し観察評価を受けて技能を修得する。				

⑮修了要件(修了授業時数等):	共通科目すべてを履修し、筆記試験・観察評価に合格する。その後選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格する。また、実習において、一部科目では患者に対する実技を5症例以上実施し、実技試験に合格する。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	特定行為研修を修了した看護師として、修了証書・特定行為研修修了証・特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する証明書が付与される。						
⑰総授業時数:	350.5時間	⑱要件該当授業時数:	350.5時間	該当要件	双方向実務家実地	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	100%
⑳成績評価の方法:	<ul style="list-style-type: none"> ・講義:e-learningの受講及び講義確認テスト ・演習・OSCE:評価表を用いた観察評価、演習:ペーパーシミュレーションによる演習及び模擬講義 ・試験:e-learning上もしくは集合で修了試験を実施する。 ・上記の項目を総合的に評価判定する。 						
㉑自己点検・評価の方法:	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「看護師特定行為研修管理委員会」において、本プログラムの成果や評価を行う。また、当該検証・評価結果についてはウェブサイトにおいて公表する。 						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者を対象にアンケートを実施する。その結果を当教育課程の会議において集計・検討する。さらに看護師特定行為研修管理委員会において効果を検証する。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成)</p> <p>当教育機関の内部委員と関連する分野の外部委員により構成される看護師特定行為研修管理委員会において、受講者の修了承認に関する審議や教育課程の自己点検・評価の課程で、受講者の履修状況やその管理・運営方法などを評価・検討し看護師特定行為の教育課程の編成に外部の意見を取り入れる。</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>特定行為区分ごとの特定行為研修計画の立案及びニーズに応じた実践的・専門的な運営を実施していく。そのため、看護師特定看護師研修の修了後、受講者にアンケートを実施し自己点検・評価を行う。看護師特定行為研修管理委員会において自己点検・評価内容を検討し外部の意見を反映させる。</p>						
㉔社会人が受講しやすい工夫:	オンライン講義・集中講義・自施設での実習・教育訓練給付金(申請予定)						
㉕ホームページ:	(URL) https://www.dokkyomed.ac.jp./dmn/sd-center/						

事務担当者名:	東川ゆき子	所属部署:	獨協医科大学SDセンター
連絡先:	(電話番号) 0282-87-2494 (E-mail) sd@dokkyomed.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。